

実例で
解説！

小規模宅地等の特例

知の宝庫
TAP実務セミナー

FP 継続教育
単位認定講座

税務上の間違いやすい ポイントと留意点

講師紹介



おかむら ほみ

岡村 宝美 氏

岡村宝美税理士事務所
代表税理士

株式会社N・B・Kコンサルティング 代表取締役／一般社団法人東京都相続相談センター パートナー税理士
1985年生まれ。千葉県出身。東京C.P.A.専門学校卒業後、22歳で税理士官報合格(国税三法)。中堅税理士法人を経て、税理士法人山田アンドパートナーズへ転職し、資産税(相続・事業承継)に特化。大手証券会社の本社に駐在し、数百件の相続・事業承継の相談対応を実施。

2016年11月独立開業。現在、相続税申告業務及びお客様向け相続セミナーを数多くご依頼いただいている。また生命保険業界におけるトップセールス向けに、相続・事業承継及び不動産活用の資産税講師として相当数のご依頼を受け、相続講演実績と相続スキルをもつ資産税専門税理士として幅広く活動中。税理士向け資産税研修の講師も行っている。

【主な著書】野村證券「税金の本」／野村證券「法人とオーナーの税金の本」／所得税 超入門

ごあんない

毎年改正されている小規模宅地の特例。その制度・適用要件は難解であり、専門家でも悩む事例が数多くあるのが実情です。

さらに、平成31年度税制改正において「個人版事業承継税制」が創設され、そこでは小規模宅地特例との選択適用となったことで、事業承継の実務においても今まで以上に小規模宅地等の特例の正確な知識と判断が求められることになりました。

そこで今回のセミナーでは、小規模宅地等の特例についての改正点と、実務現場における基本と中級編の解説、更には個人版事業承継税制との比較も行い、より理解を深めてもらえれば幸いです。

講座内容

【1】税制改正の変遷

【2】小規模宅地の用語の意義と基本事項

- (1) 事業用宅地とは
- (2) 居住用宅地とは
- (3) 貸付事業用宅地とは
- (4) 特定同族会社事業用宅地とは

【3】三者関係や生計一親族

【4】手続要件

【5】未分割の場合

【6】間違いやすい個別的事項について

【7】個人版事業承継税制との比較と留意点

■日時 2019年12月3日(火)／14:00～17:00 (受付開始は30分前です)

■受講料 25,000円(資料代・税込み)

■定員 60名

■場所 TAP高田馬場

会員割引

- ※1 無 料:東京定額制クラブ会員、TAP実務セミナー利用券使用、TAPチケット10使用
- ※2 20%off: TAP実務家クラブ会員

 **FAX:03-3208-6255**



セミナー詳細・お申込は、ホームページからでもご利用可能です。 **TAP 実務セミナー Q** または ➡

2019.12.3(火) 講師:岡村宝美 氏

税務上の間違いやすいポイントと留意点

受講申込書

[illegible]

● 本書・受講申込書をコピーし、必要事項をご記入の上、FAXにてお申込ください。「受講申込書」が届き次第参加者様宛に、折り返し「受付確認書」をFAXいたします。

● お申込み多数の場合は、事前に締め切らせていただきます。また、事前入金による先着順とさせていただきますので、予めご了承下さい。

〈TAP高田馬場〉

[所在地]

東京都新宿区高田馬場1-31-18 高田馬場センタービル3階

[交通アクセス]

JR山手線 高田馬場駅(戸山口)より徒歩3分

西武新宿線 高田馬場駅(戸山口)より徒歩3分

東京メトロ東西線 高田馬場駅(3番出口)より徒歩6分

NPO法人 日本ファイナンシャルプランナーズ協会
法人賛助会員・継続教育認定単位研修機関

TAF 株式会社 東京アプレイザル

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-31-18 高田馬場センタービル3階
TEL.0120-02-8822/FAX.03-3208-6255

□ <https://tap-seminar.jp> ✉ seminar@t-ap.jp

